

平成30年4月から国民健康保険制度が変わります

問い合わせ先
国保医療課国民健康保険係
☎(36)1363

現在の国民健康保険は、市町村ごとに運営されていますが、平成30年4月からは、県も市町村と共に国保運営を担うこととなります。

平成30年4月から変わること

被保険者証などの様式が変わります

県も国保の保険者となるため、被保険者証（保険証）や限度額適用認定証などの様式が変わります。

資格の取得・喪失は都道府県単位になります

県内の他市町村へ住所が変わった場合でも、国保の資格の取得・喪失は生じません。ただし、他の都道府県へ住所が変わった場合には、国保の資格の取得・喪失が生じません（どちらの場合も市町村へ転入・転出の届出をお願いします）。

高額療養費の多数回該当が県単位で通算され、加入者の負担が軽減されます

県内の他市町村への転出であれば、高額療養費の多数回該当（*）は通算されるようになります。
* 多数回該当とは、過去12カ月間で高額療養費の対象となった月数が4回以上となった場合、4回から自己負担限度額が引き下げられる制度です

どうして県と市町村で一緒に運営する必要があるの？

市町村国保は、勤務先の健康保険など他の医療保険に加入していない人が加入する医療保険です。このことで、私たちの国では、全ての人が医療保険に加入する国民皆保険制度が実現されています。

しかし、市町村国保は、勤務先の医療保険などと比べると、高齢者の割合が高く、加入者の所得水準が低いといった、構造的な問題を抱えています。

そこで、市町村国保の財政を県単位化することで、安定的な財政運営を目指します。また、市町村事務の効率化・標準化・広域化を推進します。

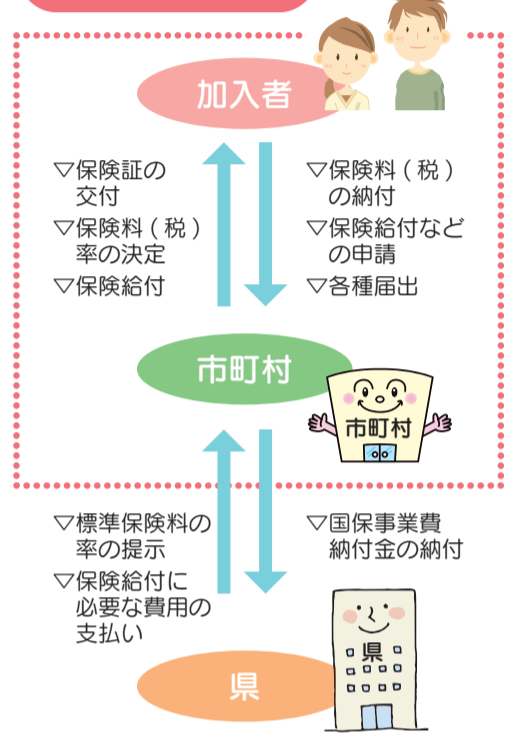
【平成30年4月からの県と市町村の主な役割】

県の主な役割	市町村の主な役割
国保運営の中心的な役割（財政運営の責任主体）	加入者に身近なきめ細かい事業を引き続き実施
▽市町村ごとの国保事業費納付金を決定 ▽各市町村の標準保険料率を提示 ▽給付に必要な費用を、全額、市町村へ支払い ▽国保の統一的な運営方針を決定	▽加入者の資格管理（各種届出の受付・保険証の発行など） ▽保険料（税）の賦課・徴収 ▽給付の決定、支払い ▽左記の国保事業費納付金を県に納付 ▽保健事業など、加入者の健康づくりのための事業を実施

私たち加入者にはどんな影響があるの？

財政運営の主体が都道府県に移るだけで、保険料（税）の納付先や各種申請手続きの窓口は引き続き市町村が担います。

窓口は今までと変わりません



運転免許証を返納する人への支援を行っています

高齢者ドライバーの交通事故減少へ向けて、市は、自主的に運転免許証を返納した高齢者にふれあいバスやタクシーの回数券などを交付しています。
問い合わせ先 地域安全課 ☎(36)5050

新規に申請する人

- 対象 次の全ての要件を満たす人
▽70歳以上の市民
▽有効期間内の運転免許証を自主返納し、6カ月以内に申請した人
- 手続き方法 地域安全課（市役所本館2階）に次のものを持参し、申請書を記入する
- 持参品
▽運転免許の取消通知書
* 公安委員会「警察署・運転免許試験場」で交付
▽自主返納後の運転免許証
* 穴が空いた物
▽印鑑（認め印可）
* 代理人が手続きをする場合は委任状が必要
- 支援内容 次のいずれか1つを選択
①ふれあいバス、コミュニティバスの回数券＝2万円分
②市内4社のタクシー会社で使える回数券＝1万円分
③西鉄バスなどで使えるICカード（nimoca）＝1万円分（500円のデポジット含む）



平成28年3月31日以前に支援を受けた人

- 窓口に持参した市ふれあいバス・コミュニティバスの回数券（市バス回数券）の半分の金額を（1回のみ）、②か③へ交換することができます
* 交換は平成30年3月30日（金）で終了します
- 対象 平成28年3月31日以前に、①の支援を受けた人
- 手続き方法 地域安全課（市役所本館2階）に「ふれあいバス、コミュニティバスの回数券」を持参し、申請書を記入する
* 代理人が手続きする場合は委任状が必要

交換例

- 12,600円分の①を②へ交換する場合
▽交換前＝①12,600円分
▽交換後＝①6,600円分と②6,000円分
* 1,000円未満は切り捨てのため、2,000円未満の①は交換不可
* 4,000円未満の①は③への交換不可
* 交換の上限は10,000円分まで

1 市ふれあいバス・コミュニティバスの回数券（2万円分）

2 市内4社のタクシー会社で使える回数券（1万円分）

3 西鉄バスなどで使えるICカード・nimoca（1万円分）
* 500円のデポジット含む

10/4(水)・10/18(水)
宗像ユリックス 受付 13時～16時
相談は 17時まで
会議室5にて無料相談を実施
遺言、相続、離婚、その他お困りごと

困ったことは何でもご相談下さい。

行政書士 伊藤弘幸
☎ 092-692-1151
携帯 090-7980-1240
事務所 古賀市中央1-1-50 自宅 宗像市

住まいの事でお困りの際は 何でもお気軽にご相談下さい！

建物解体

相談・見積 無料

eデザイン(株) リサイクルセンター
宗像市東郷3丁目6番2号 宗像市石丸字羽廣148番2
☎ 36-5187 ☎ 35-3522
http://edesign-inc.jp E-mail info@edesign-inc.jp